

「航空輸送の安全にかかわる情報(平成 20 年度分)」の概要

(1) 国における航空安全向上への取組み

国は、第 8 次交通安全基本計画等に基づき、航空交通の安全のための各種施策を講じています。特に、航空局では、国内のみならず、我が国に乗り入れる外国航空機の安全性を確保するための体制を確保したほか、国産航空機の開発が本格化することに対応し、航空機の安全性及び環境適合性の向上並びに国産機開発に係る連携の強化を図りました。

(2) 平成 20 年度における航空運送事業者の事故等の発生状況

① 安全上のトラブル等の発生の概況

平成 20 年度においては、航空事故 2 件、重大インシデント 5 件^{注 1)}及び安全上のトラブル 856 件^{注 2)}の合計 863 件の事案について、本邦航空運送事業者から報告がなされました。

注 1) 平成 21 年 3 月に発生した重大インシデント(計 2 件)については、関係する 2 社から報告がなされましたが、ここではそれぞれ 1 件と数えています。

注 2) 平成 20 年 6 月に発生した安全上のトラブル(1 件)については、関係する 2 社から報告がなされましたが、ここでは 1 件と数えています。

表 1: 事業者別報告件数

JAL グループ	ANA グループ	NCA	SKY	ADO	SNA	SFJ	GXY	その他	計
351	308	22	59	9	51	55	2	8	865 ^{注 3)}

注 3) 平成 21 年 3 月に発生した重大インシデント(計 2 件)については、それぞれ関係する 2 社の双方の件数に計上しています。

表 2: 安全上のトラブルの内容別分類件数^{注 4)}

機材 不具合	ヒューマンエラー						回避操作		鳥等の 外来物 による 損傷	被雷	その 他	計
	運航	客室	整備	地上 作業	設計 製造	その他	TCAS ^{注 5)}	GPWS ^{注 6)}				
429	27	9	41	2	5	1	233	30	38	32	10	857
	85						263					

注 4) 分類別の件数は、要因分析の進捗等に伴い、変更されることがあります。

注 5) 航空機衝突防止装置の回避指示に基づく回避操作を表しています。

注 6) 対地接近警報装置の指示に基づく回避操作を表しています。

② 安全上のトラブル等の評価・分析

平成 20 年度中に報告された安全上のトラブルについて、その発生した背景あるいは要因に関する評価・分析と今後講じるべき対策について、21 年 6 月 23 日に開催された航空安全情報分析委員会で審議・検討を行い、その中で、航空局として、今後、以下の取り組みを行うことについて報告を行いました。

安全上のトラブル等の情報等の分析に基づき、引き続き機材不具合への対応、ヒューマンエラー防止への取組みを促進していくとともに、TCAS RA や GPWS による回避操作に係る情報の共有を進めていくことが必要である。特に情報共有にあたっては、平成 21 年 4 月から航空局において稼働を開始した航空安全情報管理・提供システム(ASIMS システム)の有効な活用を図ることが重要である。

このため、航空局は引き続き以下の取組を促進し、航空の安全性を向上させていく。

- 航空安全情報管理・提供システム(ASIMS システム)を用いた予防的安全対策の推進
 - ・ 航空安全情報管理・提供システムに集約された安全情報を運航者に提供し、各社の安全管理体制での予防的安全対策に活用
- さらに、航空安全情報の活用強化に係る検討を進め、
 - ・ 国＝航空会社間における安全情報の共有化を更に促進するため、他社を含めた安全情報の共有のあり方を検討
 - ・ リスク分析をはじめとした安全情報の分析手法を確立し、的確な安全対策の策定に活用するための検討
- 安全監査等を通じた監視・監督の強化
 - ・ 報告のあった安全情報も踏まえ、航空会社毎に重点事項を定め、抜き打ちを含め高頻度で立入検査を行うなど、きめの細かい監査を実施
 - ・ 航空事故等の安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施
- ヒューマンエラー防止対策の推進
 - ・ 安全性向上のために必要な対策について有識者を交え審議・検討
 - ・ ヒューマンエラーを考慮した航空従事者等の教育訓練方式の確立に関する調査結果の活用

(3) 平成 20 年度において航空局が講じた措置等*

① 安全監査について

特定本邦航空運送事業者に対しては、全 15 社の本社及び基地に対し 293 件の安全監査を実施、また、運航便に対する立ち入りを 1,959 件実施しました。また、安全に影響を及ぼす疑いのある事例が発生した場合等には、当該事業者に対し、必要に応じて機動的に立入検査を実施しています。

表 3:安全監査実績

	監査件数		不適切事項数
	本社・基地	運航便	
特定本邦航空運送事業者 ^{注7)}	293	1,959	約 300
特定本邦航空運送事業者以外の 本邦航空運送事業者	109	278	約 400

注 7) 100 席又は 50t を超える飛行機を使用する本邦航空運送事業者を指しています。

② 行政処分等について

平成 20 年度において、輸送の安全に関して国が行った行政処分はありませんでした。行政指導として業務改善勧告や厳重注意を行った事案は 8 件ありました。

* 国土交通省では、航空・鉄道・自動車・海運の運輸事業者の安全管理体制を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。詳細は運輸安全に関するホームページ (<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html>) を御参照ください。